

令和4年（2022年）3月

建設業者の皆様へ

～建設業に関するお知らせとお願い～

令和4年（2022年）3月

熊本県土木部監理課

目 次

1 建設業許可の運用関係

- (1) 建設業許可に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 建設業許可申請に必要な書類(早見表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 建設業許可変更届一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2 経営事項審査及び格付関係

- (1) 経営事項審査の審査基準の改正及び留意事項等について・・・・・・・・8
- (2) 県工事入札参加者資格審査及び格付について・・・・・・・・・・・・12
- (3) 熊本県工事入札参加者資格申請(指名願い)変更届について・・・・・・・・15

3 建設業許可・経営事項審査の電子申請関係

- (1) 建設業許可・経営事項審査の電子申請について・・・・・・・・・・・・16

4 入札契約制度関係

- (1) 電子入札システムの次期ブラウザ対応について・・・・・・・・・・・・17

5 その他

- (1) 建設キャリアアップシステムについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- (2) 一人親方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- (3) 下請代金の支払手段について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- (4) 令和3年度(2021年度)の人材確保・育成に関する取組みについて・・・・29

建設業許可に係る留意事項

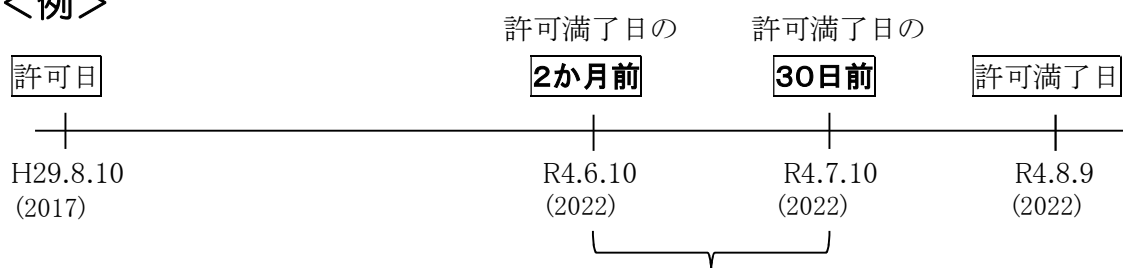
1 許可の更新について

許可の有効期間は5年間であり、許可日から5年を経過する日の前日をもって満了します。

引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間の満了する日の30日前(=建設業許可通知書の下段記載の提出期限日)までに更新に係る許可申請書を提出してください。

なお、県からは改めて更新期限到来のお知らせは行いません。熊本県の場合は、許可の満了する日の2か月前から受付を行っていますので、早めの手続きをお願いします。

<例>



更新に係る許可申請書の提出期間

2 変更等の届出について

許可を受けた後、許可申請書等の記載事項に変更があった場合や許可を受けた建設業の全部又は一部を廃業した場合は、それぞれ定められた書類を期限内に提出してください。

特に、決算報告に関する届出である「変更届出書(事業年度終了)」は、毎事業年度経過(決算終了)後4か月以内に提出しなければなりません。

なお、各変更届の提出が無い場合や虚偽記載の場合には罰則の適用があります。

また、許可有効期間内において提出すべき届出書が提出されていない場合は、許可申請(更新、業種追加等)はできませんので、ご注意ください。

届出の種類	提出先
変更届出書(事業年度終了)	管轄する広域本部(地域振興局)土木部
上記以外の変更等の届出	県庁監理課建設業班

3 建設業許可申請書・変更届出書の提出方法について

建設業許可関係手続きに係る申請書、変更届出書の提出方法については下記のとおりです。

(1) 建設業許可申請

申請内容	申請方法		留意事項
	持参	郵送	
① 新規	○	×	<p>(※) 専任技術者の資格に変更がない場合は郵送可とします。</p> <p>・郵送は、書留にしてください。</p> <p>・郵送の場合、資格、免状等の原本は送付しないでください。</p> <p>・必要な書類は、「建設業申請に必要な書類（早見表）＜熊本県知事許可＞」をご覧ください。</p>
② 許可換え新規	○	×	
③ 般特新規	○	○ (※)	
④ 業種追加	○	○ (※)	
⑤ 更新	×	○	
⑥ 般特新規＋業種追加	○	○ (※)	
⑦ 般特新規＋更新	○	○ (※)	
⑧ 業種追加＋更新	○	○ (※)	
⑨ 般特新規＋業種追加＋更新	○	○ (※)	
上記(③～⑨)＋変更届(経營業務管理責任者、専任技術者)	○	×	

(2) 建設業許可変更届

変更等の事項	届出方法		留意事項
	持参	郵送	
商号又は名称の変更	×	○	<p>・郵送の場合は、<u>切手を貼付した返信用封筒を同封してください。</u></p> <p>(※1) 専任技術者の資格に変更がない場合は郵送可とします。</p> <p>(※2) 専任技術者の変更を伴う場合は郵送不可とします。</p> <p>(※3) 提出・郵送先は、管轄の広域本部（地域振興局）の土木部になります。</p> <p>・必要な書類は、「建設業許可変更届出一覧表（熊本県知事許可）」をご覧ください。</p>
役員等の変更	×	○	
営業所の所在地、郵便番号、電話番号の変更	×	○	
営業所の新設	○	×	
営業所の業種の変更又は廃止	○	○ (※1)	
資本金額又は出資総額の変更	×	○	
経營業務の管理責任者の変更	○	×	
専任技術者の変更	○	×	
建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	×	○	
健康保険等の加入状況の変更	×	○	
建設業の廃業（全業種の廃業の場合）	○	○	
建設業の廃業（一部業種の廃業の場合）	○ (※2)	○	
事業年度終了変更届	○ (※3)	○ (※3)	
変更等の事項が複数あり、持参を含む場合	○	×	
変更等の事項が複数あり、持参を含まない場合	×	○	

※状況により、本取り扱いを変更する場合があります。その場合は、熊本県ホームページでお知らせします。

★許可申請又は届出の前に必ず確認をお願いします★

(1) 必要な書類は揃っていますか？

許可申請（更新、業種追加等）又は変更等の届出の際の提出書類、持参書類等は、別添の早見表又は一覧表により確認してください。

許可申請又は変更等の届出に必要な様式は、熊本県のホームページ（「建設業許可申請」で検索）に掲載しているほか、各地域の建設会館で販売されています。

(2) 許可の要件は維持されていますか？

「経營業務の管理責任者」（法人の場合は役員、個人の場合は事業主又は支配人）や「営業所の専任技術者」（一定の資格又は経験を有した者）である人が辞任（退職）した場合、交代できる人がいなければ、許可の要件を欠くこととなるため、許可の全部又は一部が廃業となりますので、ご注意ください。

また、令和2年10月から、社会保険等の加入が許可要件となっています。加入義務があるにもかかわらず、加入していない場合、許可できませんのでご注意ください。

(3) 株主等も記載していますか？（法人の場合）

平成27年度から役員の範囲が拡大され、申請書類（「役員等の一覧表」、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」）には、従来の取締役に加え、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」又は「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」についても記載が必要です。

(4) 登記上、役員の任期が満了していませんか？（株式会社の場合）

商業登記（履歴事項全部証明書）上、役員の任期が満了している事案が散見されますので、重任登記がなされているか確認してください。重任登記が

4 「許可通知書」及び「許可証明（確認）書」について

建設業許可通知書は、再発行していません。また、商号変更や代表者変更等があった場合でも、建設業許可通知書を改めて発行することはありません。

建設業許可通知書を紛失・汚損した場合、あるいは建設業許可を取得していることについて公的な証明が必要な場合には、熊本県知事の許可を受けていることを証明する「建設業許可証明書」（国土交通大臣許可の場合は「建設業許可確認書」）を発行しますので、所定の様式により申請してください（郵送による申請も可能です）。

※ 手続の方法は、熊本県のホームページ（「建設業許可証明」で検索）を参照してください。なお、証明（確認）書1通につき400円の手数料（熊本県収入証紙を貼付）が必要です。

5 標識の掲示について

建設業許可を受けた者は、その店舗（営業所）及び工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可を受けた建設業の種類、商号又は名称、代表者の氏名等を記載した「標識」を掲げる義務があります。

標識は、店舗（営業所）と工事現場では、大きさや記載事項が異なりますので、ご注意ください。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに作製し直してください。

建設業許可申請に必要な書類(早見表) <熊本県知事許可>

R2.10.1

1 提出書類

(1) 閲覧対象書類

※令和2年10月1日からの申請に適用

No.	様式番号	県HP掲載	名 称	●…提出必要 ○…該当するいずれか提出必要 △…省略可 ◇…更新する業種のものについては省略可 □…変更がなければ省略可	① 新規	② 許可 換え 新規	③ 般 特新 規	④ 業 種 追 加	⑤ 更 新	⑥ 般 特新 規 + 業 種 追 加	⑦ 般 特新 規 + 更 新	⑧ 業 種 追 加 + 更 新	⑨ 般 特新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	チェック欄 (☐)
1	—	○	表紙		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
2	第一号	○	建設業許可申請書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
3	別紙一	○	役員等の一覧表 ※法人の場合のみ。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
4	別紙二(1)	○	営業所一覧表(新規許可等)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
5	別紙二(2)	○	営業所一覧表(更新)						●	●	●	●	●	☐
6	別紙三	○	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
7	別紙四	○	専任技術者一覧表		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
8	第二号	○	工事経歴書 ※「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。		●	●	●	●	△	●	◇	◇	◇	☐
9	第三号	○	直前3年の各事業年度における工事施工金額		●	●	●	●	△	●	●	●	●	☐
10	第四号	○	使用人数		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
11	第六号	○	誓約書		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
12	第十一号	○	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※本店(主たる営業所)以外に支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所(従たる営業所)がある場合、若しくは個人事業者で支配人がいる場合のみ。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
13	第十五～十九号	○	財務諸表 ※法人は第十五号～第十七号の三(注)、個人事業者は第十八号及び第十九号		●	●	△	△	△	△	△	△	△	☐
14	第二十号	○	営業の沿革		●	●	△	△	●	△	●	●	●	☐
15	第二十号の二	○	所属建設業者団体		●	●	△	△	□	△	□	□	□	☐
16	第七号の三	○	健康保険等の加入状況		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
17	第二十号の三	○	主要取引金融機関名		●	●	△	△	□	△	□	□	□	☐
18	—	—	定款 ※法人の場合のみ。		●	●	△	△	□	△	□	□	□	☐
19	—	○	裏表紙		●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐

(注)第十七号の三(附属明細表)は、特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円を超え、又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である場合のみ。なお、有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

(2) 閲覧対象外書類

No.	様式番号	HP	名 称	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	チェック欄 (☐)
1	第七号	○	常勤役員等(経管等)証明書 ※既に証明されている者について、申請者と異なる証明者による過去の期間の証明の場合は、自社の経験の証明書に加え、前回の証明書の写しの添付でも可。(原本持参)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
2	別紙	○	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
3	第七号の二	○	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接補佐する者の証明書、2面、3面、4面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
4	別紙1	○	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
5	別紙2	○	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
6	—	—	組織図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☐
7	第八号	○	専任技術者証明書(新規・変更)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
8	—	—	専任技術者の資格要件を証する書類(①又は②) ①免許等又は監理技術者資格者証の写し(一定の国家資格等を有する場合) ※免許等は、A4版に拡大・縮小コピーして添付(原本持参)。ただし、監理技術者資格者証の写しにより証明できる資格については、免許等の提出は不要。 ※監理技術者資格者証等、現場携行が義務付けられているものについては、写しのみで可。 ※資格取得後に実務経験を要する場合には、免許等の写しに加えて必要な年数以上の「実務経験証明書」(第九号)も必要。 ※業種追加の場合は、当該業種に係る書類のみで可。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
9	第九号	○	②実務経験証明書(一定期間以上の実務経験を有する場合) ※指定学科卒業の場合は、卒業証明書(写し)又は卒業証書(写し)も必要。 ※更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
10	第十号	○	指導監督の実務経験証明書 ※特定建設業で該当する場合のみ。 ※更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
11	第十二号	○	許可申請者(役員及び株主等)の住所、生年月日等に関する調書 ※経営業務管理責任者については作成不要。 ※顧問、相談役、役員ではない株主等については、賞罰欄への記載並びに署名及び押印を要しない。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
12	第十三号	○	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 ※本店(主たる営業所)以外に支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所(従たる営業所)がある場合、若しくは個人事業者で支配人がいる場合のみ。 ※役員等が各3条使用人を兼ねている場合、又は支配人が経営業務管理責任者である場合は不要。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
13	第十四号	○	株主(出資者)調書 ※法人の場合のみ。	●	●	△	△	●	△	●	●	●	☐
14	—	—	「履歴事項全部証明書」 ※法人の場合は商業登記、個人事業者で支配人がいる場合は支配人登記。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。	●	●	△	△	●	△	●	●	●	☐
15	—	—	熊本県税(個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人事業税)に係る「納税証明書」(その2) ※申請日前3か月以内に発行されたもの。 ※新規設立等で決算未到来の場合は、法人設立届の写し又は個人事業開始届の写し。	●	●	△	△	△	△	△	△	△	☐
16	—	—	財産的要件についての確認書類<一般建設業の場合> ※特定建設業の場合は財務諸表で判断。 ※主要取引金融機関が発行する500万円以上の残高証明書又は融資証明書(証明日が申請日前1か月以内のものとし、複数の金融機関から証明を受ける場合には証明日が同じもの)。ただし、新規申請で直近の決算において自己資本の額が500万円以上の場合は財務諸表により確認、新規以外の申請で直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は事業年度終了変更届により確認。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
17	—	—	営業所の確認書類 ※営業所の写真(外観、入口、内部)。写真を貼付した用紙余白に、営業所の使用権原が自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。	●	●								☐
18	—	—	法務局が発行する成年被後見人、被保佐人の「登記されていないことの証明書」 ※申請日前3か月以内に発行されたもので、個人事業者の場合は事業主及び支配人の分、法人の場合は役員及び各3条使用人の分(顧問、相談役、役員ではない株主等は不要)。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐
19	—	—	本籍地の市町村が発行する「身分(身元)証明書」 ※申請日前3か月以内に発行されたもので、個人事業者の場合は事業主及び支配人の分、法人の場合は役員及び各3条使用人の分(顧問、相談役、役員ではない株主等は不要)。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☐

(次頁につづきます)

No.	様式番号	HP	名 称	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	チェック欄
20	—	—	健康保険の加入形態によって事業所整理記号・事業所番号の確認できる次のいずれかの資料の写し ①健康保険(全国健康保険協会)に加入の場合 ・納入告知書 納付書・領収証書の写し ・保険納入告知額・領収済通知書の写し ・社会保険料納入確認(申請)書(受付印のあるもの)の写し ※いずれも申請時の直近のもの ②組合管掌健康保険に加入の場合 ・(健康保険について)健康保険組合発行の保険料領収証書の写し ・(厚生年金保険について)上記①のいずれか ③国民健康保険に加入の場合 ・(厚生年金保険について)上記①のいずれか	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>
21	—	—	雇用保険の労働保険番号を確認できる次のいずれかの資料の写し ・「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し ※いずれも申請時の直近のもの ・「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」の写し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>
22	—	—	委任状の写し ※書類の作成等を代理人を通じて行う場合。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>

2 持参書類(確認書類)

1	前回の許可申請書(副本)	※新規、更新の場合を除く	<input type="checkbox"/>
2	前回の許可申請以降に提出した全ての変更届(副本)及び直近5年分の事業年度終了変更届(副本)	※新規、更新の場合を除く	<input type="checkbox"/>
3	経営業務管理責任者及び専任技術者の常勤性が確認できる書類として、事業所名が記載された健康保険被保険者証の写し ※健康保険被保険者証の記号・番号と保険者番号はマスキングしてください	※無い場合は、直近の賃金台帳又は源泉徴収簿(新たな採用等により賃金の支払いがあつていない場合は、出勤簿)	<input type="checkbox"/>
4	専任技術者の要件が免許資格等の場合は、該当する免許資格等の原本	※更新の場合を除く	<input type="checkbox"/>
5	法人番号が確認できる書類として、法人番号指定通知書等(写しで可)	※法人の場合のみ	<input type="checkbox"/>
6	役員の任期が確認できる書類として、定款の写し	※株式会社の場合のみ	<input type="checkbox"/>

※更新は原則郵送のため、許可申請書と同封すること。

3 その他注意事項

(1)提出書類は、閲覧対象書類(上記1の(1))と閲覧対象外書類(上記1の(2))に分け、それぞれ番号順に並べ、正本1部と副本1部を提出すること。

(2)般特新規、業種追加等に伴い、専任技術者を変更する場合は、「専任技術者の変更の届出」が必要です。

(3)上記の内容は、許可申請までに必要な変更届等を適正に提出している場合の基本的なものです。これまでの申請内容に変更がある場合は、上記の書類に加え、変更届等を提出していただく場合があります。

(4)新規許可の場合は、上記以外に経営業務管理責任者の要件を確認する書類などが必要となる場合がありますので、詳しくは「建設業許可の手引き」を参照していただくか、下記問い合わせ先まで直接、お尋ねください。

(5)個人事業主の方が法人成りする場合、個人事業主の方が事業承継する場合は、廃業届と新規許可申請が必要となり、許可番号は新番号になります。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、許可番号を引き継ぐとともに経営事項審査における完成工事高等の承継が認められ、入札参加資格も承継されますので、あらかじめ御相談ください。

(6)国土交通大臣許可の場合は、提出書類が異なりますので、九州地方整備局のホームページ等で御確認下さい。

4 許可手数料

知事許可の場合は、熊本県収入証紙による納入となります。

申請の区分	知事許可		大臣許可	
	一般のみ 又は 特定のみ	一般・特定両方	一般のみ 又は 特定のみ	一般・特定両方
1 新規	9万円	18万円	15万円(登録免許税)	30万円(登録免許税)
2 許可換え新規	9万円	18万円	15万円(登録免許税)	30万円(登録免許税)
3 般・特新規	9万円	—	15万円(登録免許税)	—
4 業種追加	5万円	10万円	5万円(収入印紙)	10万円(収入印紙)
5 更新	5万円	10万円	5万円(収入印紙)	10万円(収入印紙)
6 般・特新規+業種追加	14万円		15万円(登録免許税)+5万円(収入印紙)	
7 般・特新規+更新	14万円		15万円(登録免許税)+5万円(収入印紙)	
8 業種追加+更新	10万円	15万円(*1) 又は 20万円(*2)	10万円(収入印紙)	15万円(収入印紙)(*1) 又は 20万円(収入印紙)(*2)
9 般・特新規+業種追加+更新	19万円		15万円(登録免許税)+10万円(収入印紙)	

(*1)業種追加を一般・特定の一方で、更新を一般・特定両方で申請する場合

(*2)業種追加を一般・特定の両方で、更新を一般・特定両方で申請する場合

【建設業許可に関する問合せ先】

熊本県土木部監理課建設業班 (熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館11階)

電話:096-333-2485 FAX:096-381-5404

※許可申請書の様式は、熊本県ホームページ (http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_17413.html) に掲載しています。

建設業許可変更届一覧表（熊本県知事許可）

変更等の事項	提出書類		提出期限 及び部数
	届出書様式	添付書類等	
商号又は名称の変更	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 (3) 株主（出資者）調書 ※(2)(3)については組織変更の場合のみ	①商業登記の履歴事項全部証明書 ※組織変更の場合は、定款を添付すること	事実が発生した時から30日以内 (2部)
役員等の変更 (※3)	就任	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 (3) 誓約書 (4) 許可申請者の調書 ①商業登記の履歴事項全部証明書 ②法務局が発行する成年被後見人、被保佐人に「登記されていないことの証明書」(※1) ③市町村が発行する「身分(身元)証明書」(※2)	
	常勤⇨ 非常勤	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 なし	
	取締役⇨ 代表取締役	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 (3) 誓約書 (4) 許可申請者の調書 ①商業登記の履歴事項全部証明書	
	辞任または 代表取締役⇨ 取締役	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 ①商業登記の履歴事項全部証明書	
株主等	(1) 変更届出書 (2) 役員等の一覧表 (3) 誓約書 (4) 許可申請者の調書 (5) 株主（出資者）調書		
営業所の所在地、郵便番号、電話番号の変更	(1) 変更届出書	①商業登記の履歴事項全部証明書（所在地の変更の場合） ②写真（外観・入口・内部がわかるもの各1部） ※写真を貼付した用紙余白に、営業所の使用権原が自己所有又は賃貸借等の別を記入すること	
営業所の新設	(1) 変更届出書（第二面も） (2) 専任技術者一覧表 (3) 誓約書 (4) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (5) 健康保険等の加入状況 (6) 専任技術者証明書（新規・変更） (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書	〈営業所関係〉 ①写真（外観・入口・内部がわかるもの各1部） ※写真を貼付した用紙余白に営業所の使用権原について、自己所有又は賃貸借等の別を記入すること 〈建設業法施行令第3条に規定する使用人関係〉 ①法務局が発行する成年被後見人、被保佐人に「登記されていないことの証明書」(※1) ②市町村が発行する「身分(身元)証明書」(※2) 〈専任技術者関係〉 ①免許資格の写し等 ※免許・資格については、原本を持参すること 持参 ○常勤の確認できる書類（社会保険関係書類の写し、直近3ヶ月分の賃金台帳又は出勤簿）	

(※1) 熊本地方方法務局または東京法務局（郵送）で発行、支局では発行不可

(※2) 本籍地のある市役所、町村役場等で発行（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）

(※3) 変更に伴い、経管・専任等の変更が必要となる場合があります。

(注) 健康保険被保険者証の記号・番号と保険者番号はマスキングしてください。

変更等の事項	提出書類		提出期限 及び部数
	届出書様式	添付書類等	
従たる営業所の業種の変更又は廃止	(1) 変更届出書 (二面も) (2) 専任技術者一覧表 (3) 専任技術者証明書(新規・変更) (4) 届出書 ※廃止の場合のみ	①免許・資格の写し等 (削除の場合は不要) ※免許・資格については、原本を持参すること (専任技術者の変更が伴う場合) 持参 ○常勤の確認できる書類 (社会保険関係書類の写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	事実が発生した時から30日以内 (2部)
資本金額又は出資総額の変更	(1) 変更届出書 (2) 株主 (出資者) 調書	①商業登記の履歴事項全部証明書 ※合資会社等で出資額が商業登記で確認できない場合は、定款又は出資引受書等の写し	
経營業務の管理責任者の変更	(1) 変更届出書 (2) 経營業務の管理責任者証明書 (3) 経營業務の管理責任者の略歴書	①商業登記の履歴事項全部証明書 (及び閉鎖簿本) 又は支配人登記簿簿本 (証明しようとする経験期間について必要) 持参 ○建設業許可申請書、変更届出書、経審書類等 (過去の経営期間の実績がこれらの書類で確認できない場合は、工事請負契約書、注文書及び請書、請求書等が必要) ○常勤の確認できる書類 (社会保険関係書類の写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	
専任技術者の変更	(1) 変更届出書 (2) 専任技術者証明書(新規・変更)	①免許・資格の写し等 (削除の場合は不要) ※免許・資格については、原本を持参すること 持参 ○常勤の確認できる書類 (社会保険関係書類の写し、賃金台帳又は直近3ヶ月分の出勤簿)	事実が発生した時から2週間以内 (2部)
建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	(1) 変更届出書 (2) 誓約書 (3) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (4) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書	①法務局が発行する成年被後見人、被保佐人に「登記されていないことの証明書」(※1) ②市町村が発行する「身分(身元)証明書」(※2) ※①、②については就任の場合のみ	
健康保険等の加入状況の変更	(1) 健康保険等の加入状況	持参 ①健康保険、厚生年金保険、雇用保険領収書等	
建設業の廃業 (全業種の廃業の場合)	(1) 廃業届	○廃業の理由が5の「許可を受けた建設業を廃止したための場合」は、窓口手続者の運転免許証等の身分証明書の提示 ※建設業を休業する場合も、廃業となる	事実が発生した時から30日以内 (2部)
建設業の廃業 (一部業種の廃業の場合)	(1) 変更届出書 (2) 廃業届 (3) 届出書	※一部業種の廃業の場合は、届出書の代わりに、専任技術者の変更が必要となる場合があります。	
事業年度終了変更届 ※未提出だと更新できません。	(1) 変更届出書 (事業年度終了) (2) 工事経歴書 (3) 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (4) 貸借対照表及び損益計算書 (5) 株主資本等変動計算書及び注記表 (法人のみ) (6) 事業報告書(株式会社のみ) (7) 附属明細表 (8) 事業税の納付すべき額及び納付税額を証する書面 (9) 使用人数 (10) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 定款 (法人のみ) (12) 健康保険等の加入状況 ※(9)から(12)については前回届出以降に変更があった場合に提出すること。 ※この届の提出先は、管轄する広域本部 (地域振興局) 土木部になります。		決算終了から4ヶ月以内 (2部)

(注) 健康保険被保険者証の記号・番号と保険者番号はマスキングしてください。

令和4年度経営事項審査について

1 審査基準の改正

令和4年4月1日の経営事項審査の改正事項はありません。
経営事項審査の改正事項は、随時、県監理課ホームページに掲載してお知らせしていきます。

2 令和4年度経営事項審査の留意点等

(1) 各種様式について

経営事項審査の各種様式については、県監理課ホームページからダウンロード
できますので、御活用ください。

令和4年度(2022年度)の経営事項審査申請書はピンク色の色紙を使用し、
カラー印刷により作成してください。(添付書類は従来どおり色紙は不要です。)

(2) 経営事項審査申請書について

経営事項審査申請書の下段に、「県指名願申請希望の有無欄」を追加していま
すので、該当する方に○印をつけてください。

上記以外に様式の変更はありません。

(3) 経営事項審査添付書類について

① 令和3年4月1日の経営事項審査の改正に伴い、令和4年度経営事項審査か
ら新たに以下の2点の様式を提出していただきます。

○「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)
(様式第4号)」

⇒作成方法は、**別紙1**を参照ください。

○「技能者名簿(様式第5号)」

⇒作成方法は、**別紙2**を参照ください。

② 令和4年度経営事項審査から「工事種類別完成工事高付表」の提出は不要
です。 ※様式からも削除しています。

(4) 経営事項審査時の持参書類について

持参書類に変更はありません。

3 令和5・6年度県工事入札参加者資格審査申請（指名願）について

令和4年度経営事項審査時に、令和5・6年度の県工事入札参加者資格審査申請（指名願）を受け付けます。

令和5・6年度に県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者は、「令和5・6年度県工事入札参加者資格審査（格付）について」を参照のうえ、必要書類を持参してください。

4 その他

（1）円滑な審査の実施について

経営事項審査を円滑に実施するために、次のことに御協力ください。

- ① 審査は、「建設業許可申請書」から確認します。許可申請書、役員の一覧、経營業務管理責任者、専任技術者の個所に付箋紙を貼付するなどして、審査者がスムーズに確認できるよう御協力ください。（業種追加、役員の変更等を行っている場合も同じ）
- ② 住民税特別徴収税額を通知する書面に、使用人の一覧表の通番を記入してください。（鉛筆で可）
- ③ 技術職員については、技術職員名簿と使用人の一覧表の通番を一致させてください。
- ④ 技術職員の資格を確認できる書類は、経審申請書の「技術職員名簿」と同じ順番に並べる等、確認しやすいようにしてください。
- ⑤ 契約書は、「完成工事高内訳書」に記載した順番に並べ、インデックスをつけるなど整理したうえで、持参してください。
- ⑥ 「完成工事高内訳書」の工期は、年月の記載となりますが、現場専任が必要な工事に配置されている技術者が、別の工事の同じ年月に重複して配置されている場合は、工期欄に日付まで記入してください。（鉛筆で可）
また、工事に余裕期間が設定されている場合は、余裕期間中は技術者の配置は不要であるため、実際に工事に着手した日付を余白に記載してください。
- ⑦ 機械の所有確認書類が市町村に申告した償却資産課税台帳の場合は、課税台帳に該当する機械の番号を記載してください。（鉛筆で可）

（2）11月1日の予約受付について

8～9月決算法人は、令和4年（2022年）11月1日（火）から前年度提出済の変更届出書（事業年度終了）の副本を持参することで予約できることとしています。この予約のための、11月1日早朝から広域本部（地域振興局）土木部への来庁はお控えください。

※やむを得ない都合により、特定の審査日での受審を希望する場合は、監理課（直通096-333-2485）に御相談ください。

技術職員名簿に記載のある技術者については、記載不要です。

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位

○各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値となります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※小数点以下の端数は切り捨てです。

※1人の技術者のCPD単位の上限は30です。

※1人の技術者のCPD単位は、1つのCPD認定団体の単位をもとに算出します。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(例1) 技術者A

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 CPD単位13単位

$$13 \div 20 \times 30 = 19.5$$

小数点以下の端数は切り捨てのため、19単位となる。

(例2) 技術者B

(公社) 日本建築士会連合会 CPD単位13単位

$$13 \div 12 \times 30 = 32.4$$

1人の技術者の上限は30単位であるため、30単位となる。

技術職員名簿のCPD単位の合計を記入すること。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)

0

技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)

55

CPD単位総計 (① + ②)

55

項番61のCPD単位取得数と一致と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

令和5・6年度県工事入札参加者資格審査（格付）について

令和4年（2022年）3月

1 入札参加者資格審査申請

県が発注する建設工事の競争入札に参加するためには、業種ごとに入札参加者資格の認定を受ける必要があります。

資格の審査は、2年に1回行うことを定期としており、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者は、2年に1度、入札参加者資格審査申請書（＝指名願）の提出が必要となります。

令和5・6年度（2023・2024年度）の熊本県工事入札参加者資格認定を受けるためには、

令和4年度（2022年度）に指名願の提出が必要です！

【提出時期】

- ・熊本県知事許可業者 → 令和4年度（2022年度）の経営事項審査申請時
- ・国土交通大臣許可業者 → 令和5年（2023年）1月（※詳細は別途案内）

【提出書類】

- ・令和5・6年度（2023・2024年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）

* 申請要領や様式、その他詳細は、

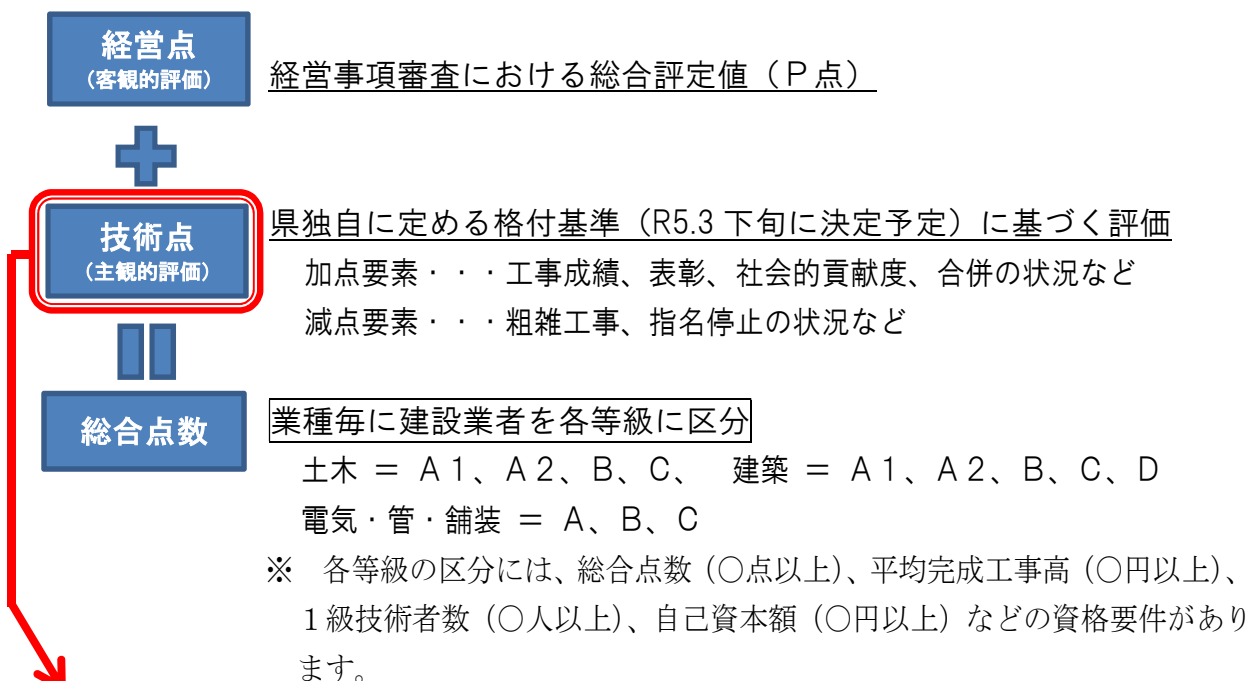
熊本県ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/127161.html>)
を参照してください。

※ 次のいずれかに該当する場合、申請は受け付けません。

- ① 国税、県税に未納がある者の申請
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入である者（適用を除外されている場合を除く）の申請
- ③ 建設業許可を有していない業種の申請
- ④ 経営事項審査を受審していない業種の申請
- ⑤ 直前2か年又は3か年の事業年度における完成工事高に実績がない業種

2 格付の方法等

(1) 土木一式・建築一式・電気・管・舗装 (= 格付5業種)



【技術点の評価項目の確認方法】

- (1) 経営事項審査時に確認するもの
官公庁元請完成工事高、総職員数、技術職員の有資格者数 など
- (2) 県による調査で確認するもの
県発注工事の成績評定、県研修会の受講、労働安全の取組 など
- (3) **建設業者からの技術事項等評価項目申請により確認するもの**
防災協定の締結 (※)、消防団員・消防団協力事業所、男女共同参画の推進、障がい者の雇用、不当要求防止責任者講習の受講、新規学卒者の雇用 など
(※) 締結先は熊本県又は県内市町村に限るため、経審における評価と異なります。

令和5・6年度 (2023・2024年度) の熊本県工事入札参加者資格審査 (格付) に係る

技術事項等評価項目申請は、令和5年 (2023年) 1月に受け付けます!

* 申請方法や受付期間等は、令和4年(2022年)11月頃に公表。

※格付5業種に係る指名願を提出し、受付が完了している場合に申請が可能です。

※技術事項等評価項目申請の提出がなければ、その分は加点されません。

(2) 上記以外の24業種

経営点
(客観的評価)

経営事項審査における総合評定値 (P点) のみで順位付け
※合併特例措置を適用されている場合を除く

3 技術点の評価項目の見直し

令和5・6年度熊本県工事入札参加者資格審査に係る格付基準について、次の2点の見直しを予定しています。

県では、令和3年（2021年）3月に策定した「新しいくまもと創造に向けた基本方針」において、広くSDGsの考え方の普及を図るとともに、その理念に沿った取組みを加速することにより地方創生を推進することとしていることから

「熊本県SDGs登録事業者」に登録された建設業者を技術事項等評価項目で加点予定です。 ※点数等について今後検討。

※令和4年度までに登録された事業者を評価予定です。入札参加予定の建設業者の皆様の積極的な登録をお願いします。

第3期：R4.4.20~5.31 申請受付 R4.8頃登録予定

第4期：R4.10頃申請受付予定 R5.2頃登録予定

熊本県SDGs登録事業者とは

（熊本県SDGs登録制度）

SDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組みの裾野を広げるため、これらに取り組む事業者等を県が登録するもの。

【対象者】熊本県内に事業所等を置く法人、団体又は個人事業主等

【要件】・2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。

・自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。

・県税等租税公課の滞納がないこと。熊本県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

【登録期間】3年間（更新、辞退有）

【登録申請】年2回

【メリット】SDGsの達成に積極的に取り組む企業等として県ホームページ等で対外的にPR。オリジナルロゴマークの使用可。その他金融機関等による伴走支援。

【担当課】熊本県企画課 TEL:096-333-2019

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/#ka_headline_2

継続学習制度（CPD（S））については、令和3年度から経営事項審査で評価されており、評価項目の重複解消を図るため

「継続学習制度（CPD（S））の単位取得状況」の技術事項等評価項目を廃止予定です。

熊本県工事入札参加者資格申請（指名願）変更届について

令和4年（2022年）3月

熊本県の工事入札参加者資格申請（指名願）に変更事項が生じた場合は、速やかに変更届の提出をお願いしています。

令和4年（2022年）4月1日以降、

「実印又は使用印」を変更した場合の届出は不要

です。

県内工事（熊本県内に主たる営業所を置く建設業者）の場合

【変更届出が必要な事項（R4.4.1以降）】

○主たる営業所の商号又は名称、法人の代表者、所在地、郵便番号、電話番号を変更した場合

※別途、建設業許可に係る変更届出書の提出も必要です。

○指名願の取下げをする場合

【提出先（従来どおり）】

熊本県土木部監理課建設業班（行政棟本館 11 階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

【提出部数（従来どおり）】

2 部（会社控えが不要の場合は 1 部で可）

【提出方法（従来どおり）】

郵送又は持参

※郵送の場合で、かつ、会社控えが必要な場合は、宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【提出様式（従来どおり）】

変更届 [県内工事]

※様式は、熊本県ホームページ（土木部監理課）からダウンロードしてください。

※添付書類は不要です。

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

- 国土交通大臣許可の建設業許可・経営事項審査の手続きについて、
令和5年(2023年)1月から、電子申請ができるよう、国において検討されています。
- 本県においても、県知事許可の手続きについて、
国と同時期に電子申請が可能となるよう検討中です。
- 詳細については、別途説明会を開催する予定ですので、
その際にお知らせします。

熊本県電子入札共同利用システムを利用される皆様へ**重要**なお知らせ

電子入札に利用可能なブラウザが変わります。
次期ブラウザ対応(ブラウザ切替え作業)が必要です。

お知らせ

Internet Explorer 11(以下、IE)につきましては、Microsoft社より
2022年6月15日にサポートを終了することが発表されました。

これに伴いまして、熊本県電子入札共同利用システムは、新たにIE以外
のブラウザに対応するよう改修を行います。

対応ブラウザ

- ・Microsoft Edge (Chromium 版)
- ・Google Chrome

スケジュール(改修時期)

- ・令和4年6月(予定)

- ・詳細なスケジュール・ブラウザ切替え作業については、別途熊本県 HP、熊本県電子入札共同利用システム HP 上でご案内します。
- ・既に Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome をご使用の PC に導入されている場合も、熊本県電子入札共同利用システムの改修が完了するまでは IE を利用してください。
- ・熊本県電子入札共同利用システムの改修中も、電子入札は使用できる予定です。

【問い合わせ先】

土木部監理課建設業班
TEL:096-333-2485(内線 6025)
FAX:096-381-5404



建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「**技能**」と「**経験**」を
しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 → 青 → 銀 → 金)カードを交付して評価。

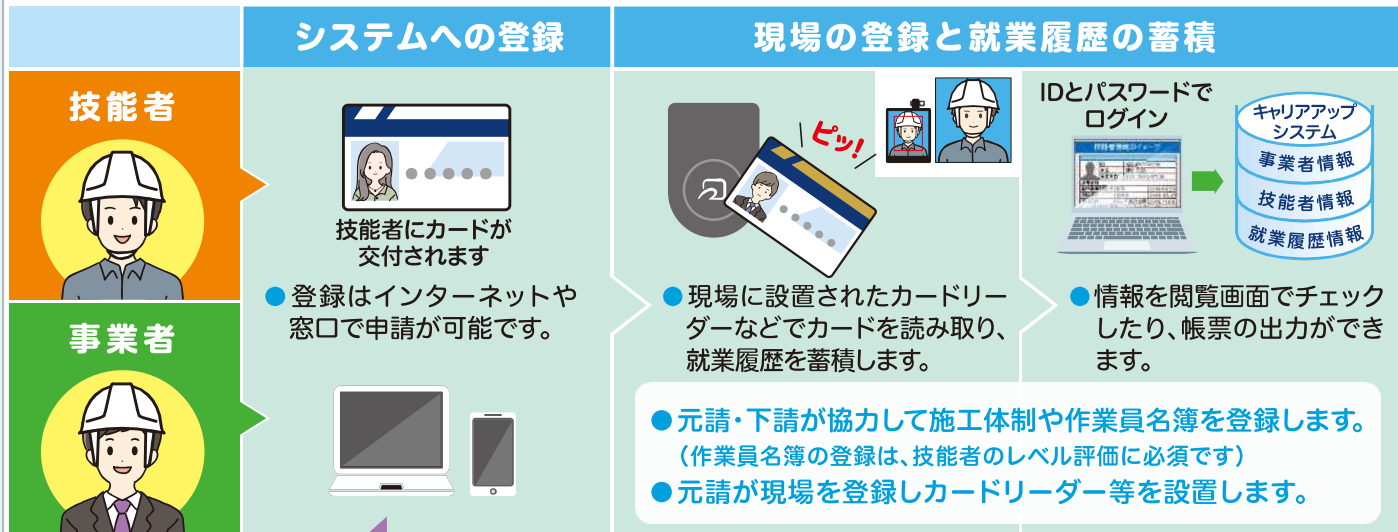
事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標に、あらゆる工事での完全実施に向けて取り組みを加速しています！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です



登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 身近な行政書士による代行申請が令和4年2月から可能となります。また、窓口登録(認定登録機関)も全国200箇所以上で可能となっています。

技能者のメリット



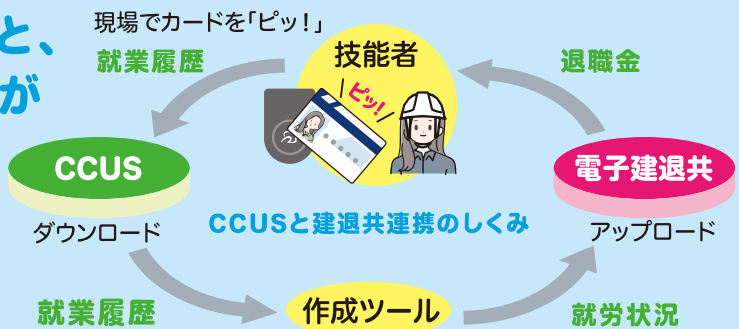
事業者のメリット



「ピッ!」とカードをタッチすると、建退共で退職金の掛金320円が積み立てられます。

電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。

元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。

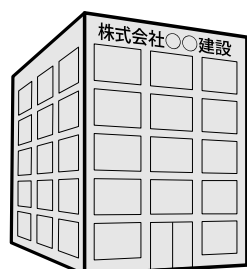


CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。



＼ みんなで目指す ＼
クリーンな雇用・クリーンな請負の
建設業界

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？



国土交通省

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A 基本的には自分で決められる

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代替りの人に行わせることはできますか？

A 代役を立てることも認められている

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A 工事の出来高見合い

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

A 自分で用意している

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか？

A 正規従業員よりも高額である

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A 自由に他社の業務に従事できる

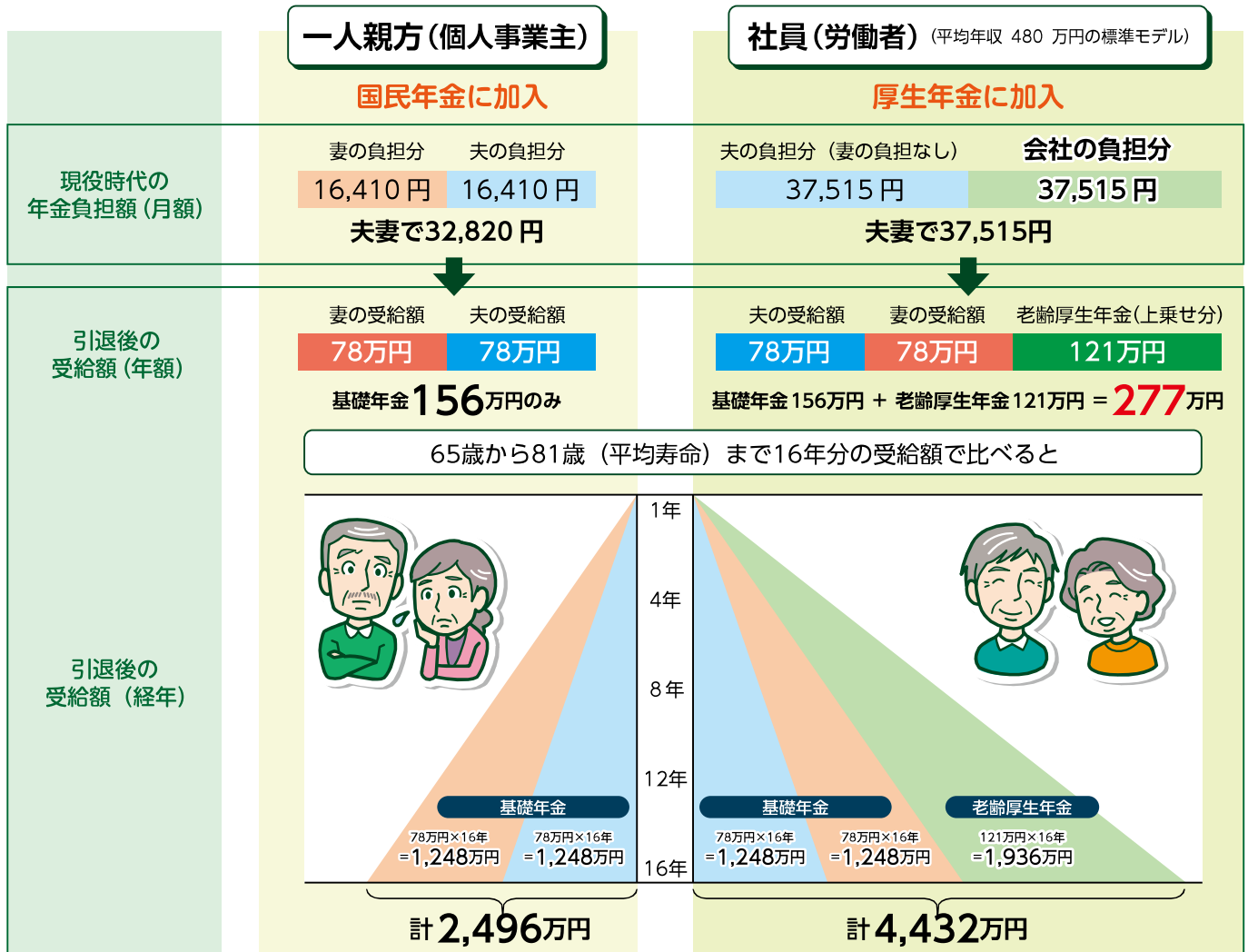
B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて

2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!

一度、仕事先の会社に相談してみましょう!!

※ 日本年金機構ホームページ等を活用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である場合の試算です。年金制度や掛金等の改正が行われた場合、負担額・給付額が変更されます。

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

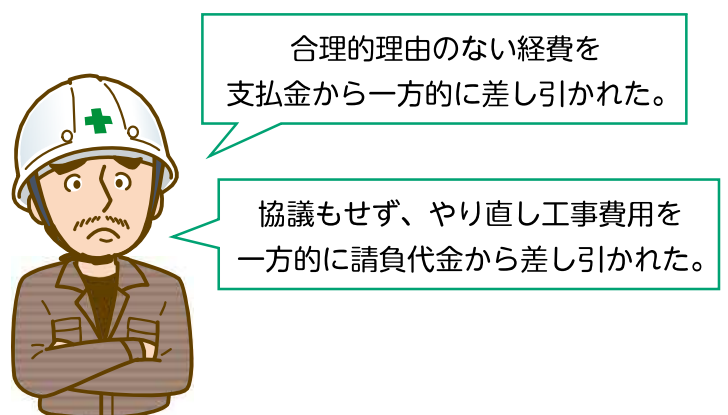
- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう。

注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない



報酬の減額

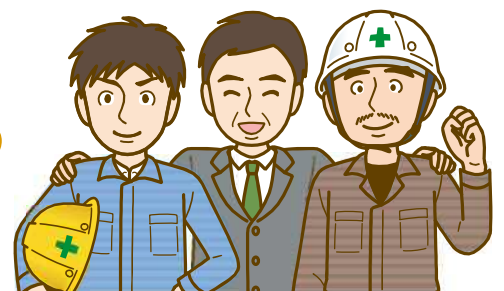


注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている



みんなで守る
適正取引！



フリーランスのガイドラインが策定されています

一人親方もフリーランスです

詳細は  で検索

労災保険の注意点

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。

元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があります。行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」をしていますか？

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償が受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請してください。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※労働者であるのに一人親方として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

各種問い合わせ・相談先

現場での怪我や労災保険制度の相談

→労働基準監督署

雇用保険の相談

→ハローワーク

健康保険、厚生年金の相談

→年金事務所

あいまいな契約や報酬の未払いなどのトラブルに関する相談

→フリーランス・トラブル110番 0120-532-110

建設業法違反に関する通報 →駆け込みホットライン 0570-018-241

インボイス制度（消費税の申告にかかる仕入税額控除について、2023年10月より制度が一部変更になります。）

→詳細や動画は

現場管理をする元請企業の確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下のようにになっている場合、社員（労働者）か一人親方かを下請企業に確認しましょう。

〈作業員名簿の社会保険欄の記載〉

雇用保険	健康保険	年金
適用除外	国民健康保険	国民年金

・社員や短時間労働者の場合

☞適切な社会保険を確認しましょう。

・一人親方の場合

☞当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。

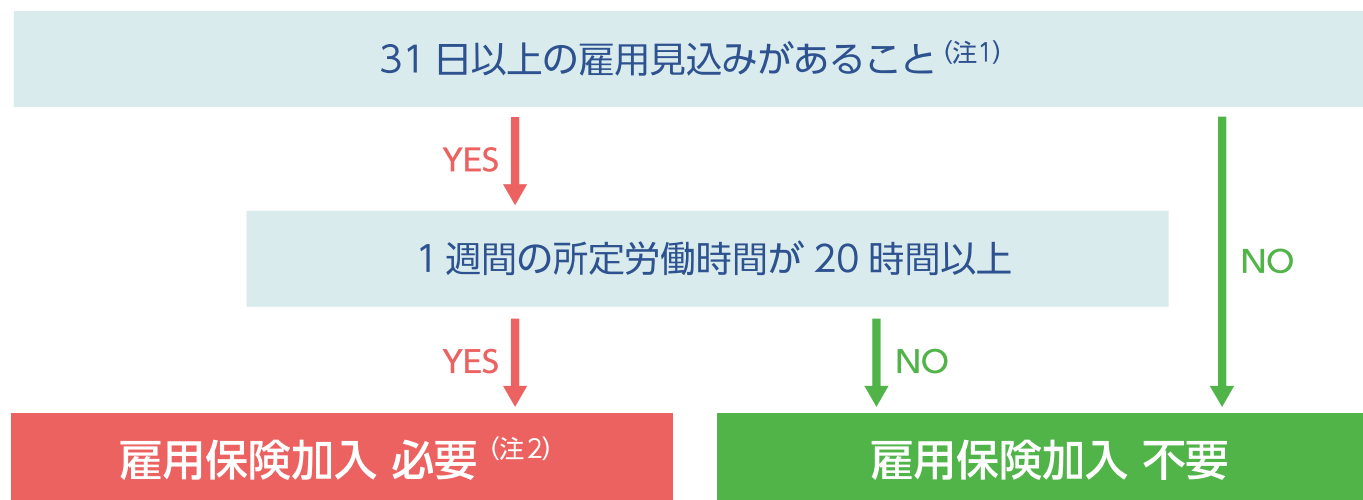
☞一人親方に対しては、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、チェックリストのBに多く当てはまる場合は雇用契約の締結を促しましょう。



所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

社会保険の適用確認フローチャート

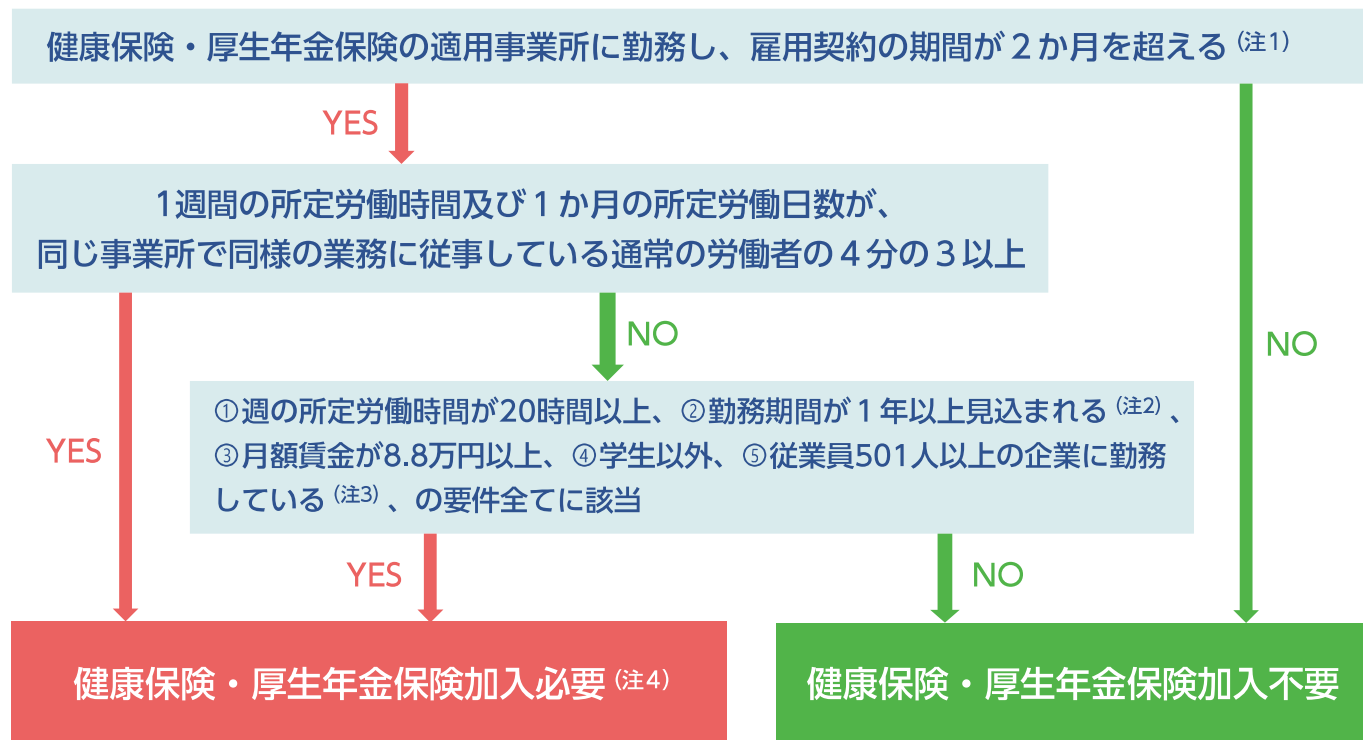
雇用保険の適用確認



(注1) 日々雇用される方又は30日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。

(注2) 原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

健康保険・厚生年金保険の適用確認



(注1) 令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。

(注2) uについて、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。

(注3) uの企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。

(注4) 既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

働きがいのある環境整備を目指して

建退共への加入を!

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々としていくことが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。



建設キャリアアップシステムの登録を!

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で **モチベーション UP!**
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で **やりがい UP!**



入退場時にカードを **ピッ!** とタッチ!

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
レベルの高い良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境が整備されます。
- ✓ 書類作成の簡素化
施工体制台帳や作業員名簿の作成が容易になります。
- ✓ 生産性の向上
能力・モチベーションの高い技能者が現場で活躍します。



建設キャリアアップカードを通じて就業履歴をシステムに蓄積!

一人親方に関する検討会

国土交通省では、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の検討を行っています。

詳細は で検索

下請代金の支払手段について

令和 3 年 3 月 3 1 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、平成 28 年 12 月に下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等ことを要請したところである。

今般、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書（別添）をもって関係事業者団体に対して要請（「要請の内容」参照）することとした。（注）

なお、「要請の内容」欄記載の事項と同様の内容は、中小企業庁が今般改正した「下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれた。

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。
- 4 前記 1 から 3 までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

（注）現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業 90 日・その他の業種 120 日）を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、おおむね 3 年以内を目途に当該期間を 60 日とすることを前提として、見直しの検討を行うこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

建設産業における人材確保・育成に係る 各種補助金のお知らせ

熊本県では、建設産業新3K推進プロジェクト事業として、建設関係企業・団体向けに若手技術者等の確保・育成のための各種補助金を実施しています。

今回は、令和3年度(2021年度)に実施している補助金の内容を紹介します。

なお、令和4年度(2022年度)の補助金については、4月以降に県のホームページに交付要項を掲載いたします。ご活用ください。

1 建設産業若手技術者等資格取得費補助金



1ページへ

2 建設産業働き方改革推進事業費補助金



2ページへ

3 建設産業若手技能者雇用促進事業補助金



3ページへ

4 建設産業研修体制構築支援補助金



4ページへ

1 建設産業若手技術者等資格取得費補助金

1 事業内容

- 補助対象者：県内に主たる営業所を有する建設業許可業者等（受験者本人ではないため注意）
 ＜対象経費＞
- 会社又は個人事業主が常勤の役員、従業員で40歳に満たない者に
 以下の資格等を受験させた場合に係る『受験手数料』『講座受講料』『教材費』等が対象



対象資格等

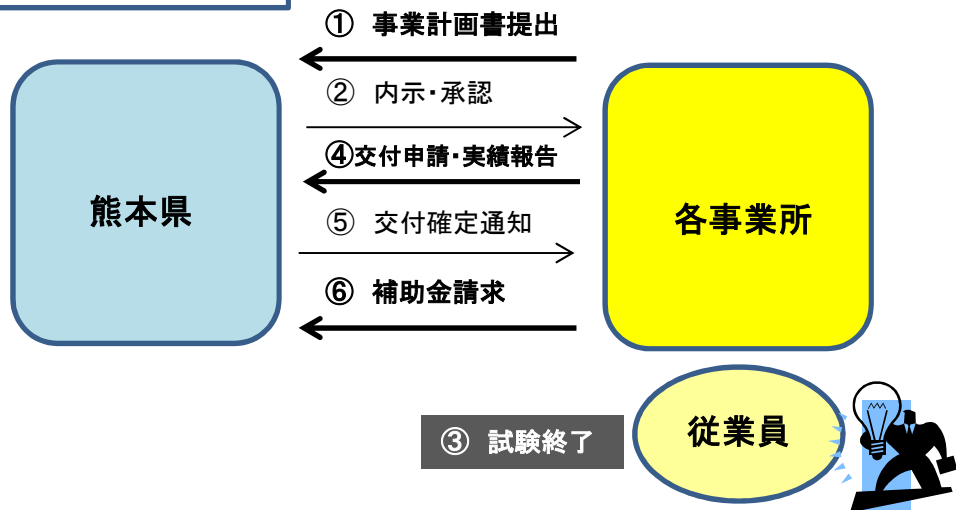
- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 施工管理技士 | ⑧ 消防設備士 |
| ② 建築士 | ⑨ 測量士 |
| ③ 技術士 | ⑩ 測量士補 |
| ④ 電気工事士 | ⑪ 技能士（建設工事に関連するもの） |
| ⑤ 電気主任技術者 | ⑫ 中型自動車免許 |
| ⑥ 電気通信主任技術者 | ⑬ 準中型自動車免許 |
| ⑦ 給水装置工事主任技術者 | |

補助率（補助金額）

2分の1以内
 （1人当たり3万円が上限）

**※資格又は免許を取得し、補助対象者が
 資格等取得者の賃金を引き上げた場合、
 1人当たりの上限を5万円とする**

2 事業スキーム



3 留意点（間違いが多い点）

- 補助対象者は受験者ではなく事業者のため、受験者が一旦経費を支払った場合、最終的に事業者が当該経費を負担していることが必要（総勘定元帳など経理関係書類の写しを確認します）
- 他の補助金等の交付を受けている場合は対象外
- 消費税は補助対象外

R3実績

事業計画提出者：144者（延べ419名分）

2 建設産業働き方改革推進事業費補助金

1 事業内容

○補助対象者：県内に主たる営業所を有する建設業許可業者等

従来の「労働環境改善モデル企業補助金」から「働き方改革推進事業費補助金」に変更し、対象事業を拡大

<対象経費>

○会社又は個人事業主が、働き方改革を推進するための取組みを行った際の経費を対象

(対象経費の例)

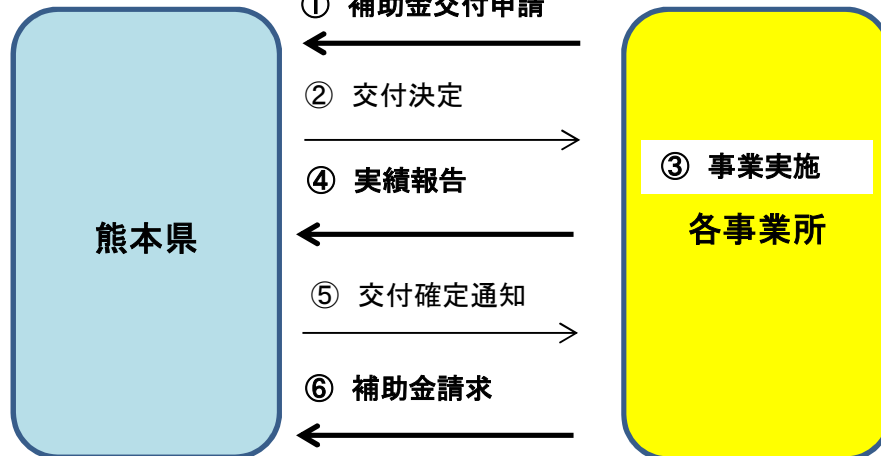
- ①労働力の確保(自社PRのテレビCM作成 等)
- ②生産性の向上(ドローン講習受講、工事現場用電子黒板の導入等)
- ③処遇の改善(就業規則の新設、改定)

※詳しくは、4月以降にHPに公開します「建設産業働き方改革推進事業費補助金」交付要項をご覧ください。

補助率(補助金額)

2分の1以内
(5万円が上限)

2 事業スキーム



3 留意点(間違いが多い点)

- 資格取得のための講習受講料は、「1 建設産業若手技術者等資格取得費補助金」の対象経費となるため、働き方改革推進企業費補助金では対象外となる。
- 消費税、飲食代等すべての食糧費は補助対象外

4 R3年度実績

申請書提出者： 33者

3 建設産業若手技能者雇用促進事業補助金

1 事業内容

○補助対象者：県内に主たる営業所を有する建設業許可業者

<対象経費>

会社又は個人事業主が、**新たに雇用した者で40歳に満たない者**を認定職業訓練施設で技能者として育成した場合の賃金等

主な条件

- ①厚生労働省の人材開発支援助成金に係る訓練実施計画届が受理されていること
- ②期間の定めのない雇用契約を締結し、4月1日時点で2年を経過していない者であって、翌年2月末日時点で引き続き雇用されているもの
- ③2月28日までの訓練時間の8割以上出席していること

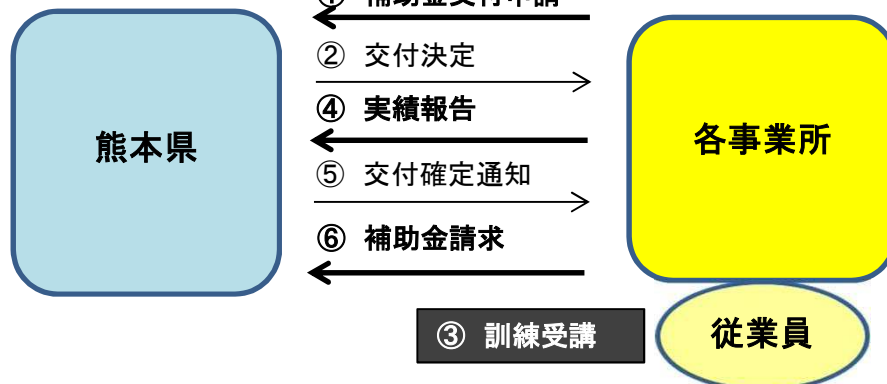
補助金額

1人当たり 400,000円

※国の人材開発支援助成金相当額を上乗せするイメージ

厚労省 助成金	県補助金 (400千円)	事業者(雇用主)負担
------------	-----------------	------------

2 事業スキーム



3 R2年度の変更点

- 補助金額を人材開発支援助成金と同額から、1人あたり40万円の定額補助に変更

4 R2年度実績

申請書提出者：12者(20名分)

4 建設産業研修体制構築支援補助金

1 事業内容

- 補助対象者：県内建設業関係団体、県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- 人材育成を図るため、新たに**研修体制の強化の取組み(立案・実施)**を行った際の経費を対象

対象経費

- ①研修(訓練)体系の構築や、新たな研修(訓練)カリキュラム、メニューの作成のために、開発作成を外部に委託する場合に、補助対象者が負担する経費
【例】OJTシステムの構築、階層別、職能別研修等の体制構築、若手職員スキルアップ研修 等
- ②新たに企画した研修(訓練)を実施する場合に、補助対象者が負担する経費
※外部講師費用(謝金、旅費)、施設・設備の借上費、学科や実技の訓練に必要な教科書等の購入、作成費 等

補助率(補助金額)

- 対象経費①の場合
2分の1以内(上限30万円)
- 対象経費②の場合
2分の1以内(上限5万円)

2 事業スキーム



3 留意点

- 令和2年度より開始
- 補助対象者が主催で研修を実施した際の経費が対象となるため、外部の研修やセミナーに参加した際の経費は対象外
(※外部の研修やセミナーに参加した際の経費は、働き方改革推進事業費補助金の対象となる)

4 R3年度実績

申請書提出者：4者

くまもとけん けんせつさんぎょう じんざいかくほ いくせい とりくみ
 熊本県における建設産業の人材確保・育成の取り組みについて
 しん すいしん じぎょう しょうかい
 ～新3K推進プロジェクト事業の紹介～

1 はじめに

本県では、平成16年3月に「熊本県建設産業振興プラン」、平成22年12月に「新熊本県建設産業振興プラン」を策定し、技術と経営に優れ、社会に貢献する建設企業に対して経営改善等の自助努力を支援し、また公正な市場環境づくりのため建設市場環境の整備を行ってきた。

その後、平成28年4月に熊本地震を経験し、県内建設産業が、県民の生活を支える社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手としてあり続けるために、新たな建設産業振興の方向性を示す「第3次熊本県建設産業振興プラン」（以下「第3次プラン」という。）を平成31年3月に策定した。

第3次プランでは、若者にとって魅力ある産業となるよう働き方改革等による人材確保・育成や生産性の向上などによる技術力・経営力の強化、熊本地震の経験を踏まえた地域力の強化を重点的に取り組むこととしている。（図-1）

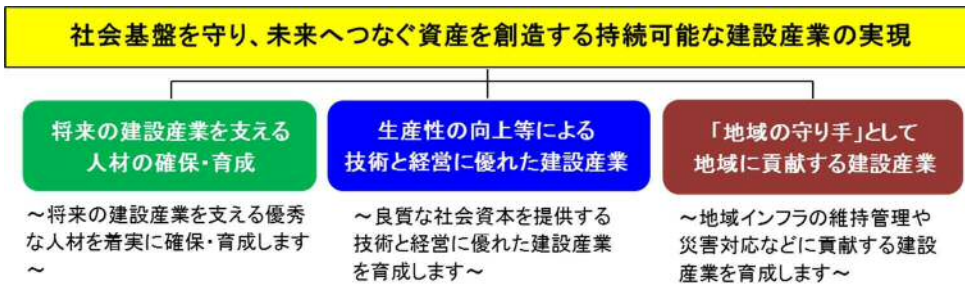


図-1 第3次プランの基本目標と取組みの方向性

2 新3K推進プロジェクト事業について

県内建設業従業者の高齢化や若年入職者の減少など、担い手の確保は喫緊の課題であり、県としては、前述プランを軸に、平成26年度から建設業界や教育機関等と連携して、建設産業のイメージアップに取り組むとともに、若手技術者等の確保・育成を行う建設業者に対する支援を実施してきた。

このような中、全国的な生産年齢人口の減少による人材獲得競争の激化、急激に進む働き方改革への対応など、建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきている。建設産業が若者から選ばれ、持続可能な産業となるべく、従来の3K（きつい、汚い、危険）から新3K（給与、休暇、希望）へと転換するために、令和2年度より、小中高生など従来よりも若い世代に対して建設産業の魅力を発信することを重視した、新3K推進プロジェクト事業を展開している。

3 新3K推進プロジェクト事業の取り組みについて

(1) 「建設産業の力」発信事業の取り組み

本県では、新3K推進プロジェクト事業の1つとして、「教育機関との連携」と「メディアの活用」をキーワードに、建設業界団体や工業高校等と情報交換しながら、児童や生徒に建設産業の魅力を発信している。さらに、メディアに取り上げてもらうことで、広く県民に建設産業をPRすることを目的とした「建

設産業の力」発信事業を実施している。

①工業高校オープンキャンパス（体験入学）の支援

中学生をメインターゲットに、建設産業の魅力を伝えるため、夏休みに実施される工業高校のオープンキャンパスを利用して、中学生に土木科や建設産業のPRを実施している。

令和3年度は、阿蘇大橋と立野ダムの記事現場の3年前と現在を比較するVR動画の視聴と、仮橋設置工事のタイムラプス動画視聴を実施した。（写真-1，2）



写真-1 VR動画視聴



写真-2 タイムラプス動画視聴

②高校生向け建設産業ガイダンス

高校生（2年生以下が対象）向けに建設産業の業務内容や進路選択プロセス、キャリア形成に関することなど、今後の進路を考える機会を提供するため、県内の建設産業関係団体と協力し、業界説明会（ガイダンス）を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、Zoomを活用し、対面形式とリモートを交えて開催した。令和3年度は、完全オンラインで実施した。（写真-3，4）



写真-3（左）

先輩技術者によるトークセッション



写真-4（右）

ガイダンス

③高校生向け「建設業ナイスライ」（舗装実習）の開催

建設産業のイメージアップ及び人材確保・育成を図るため、高校生にもものづくりの達成感や、専門的な知識・技術を直接的に学ぶ機会を提供する舗装実習「建設業ナイスライ」を実施している。令和3年度は、熊本県建設技術センターを会場として、土木関係学科の1・2年生約170名が参加した。一般社団法人熊本県道路舗装協会の指導により、舗装実習だけでなく、3D測量や転圧管理、安全意識の向上を目的とした高所作業車転倒のVR動画視聴やICT施工体験を行った。（写真-5，6，7）



写真-5 舗装実習



写真-6 3D測量



写真-7 VR動画視聴

④災害時の建設産業の活躍記録の制作

建設業者は、災害発生時に真っ先に現場に駆け付け、道路の復旧作業や電気、水道といったライフライ

ンの復旧を担うなど、重要な役割を果たしている。しかしながら、その活躍に対する認知度は、自衛隊や消防と比べると低い状況にある。このような状況を鑑み、県民に広く建設産業の役割と活躍を発信するため、令和2年度に、災害時の建設産業の活躍記録として、動画、パンフレット、パネルを制作した。

内容は、平成28年熊本地震で被災した阿蘇大橋や熊本城、令和2年7月豪雨で被害のあった県南地域を取材し、復旧・復興の様子や、復旧工事に従事している若手職員の現場への思い、建設産業の魅力や仕事のやりがいに関するインタビューとなっている。制作したパネルは、前述の高校生向け建設産業ガイダンス等のイベントで展示し、パンフレットは、オープンキャンパスやガイダンスで参加した中学生や高校生に配布している。動画については、YouTubeで現在も公開中である。(写真-8, 9, 10)



写真-8 災害時の活躍の記録動画

写真-9 パンフレット(インタビュー抜粋)

「熊本県 建設産業の力」で検索



写真-10 パネル

(2) 建設企業の魅力発見フェアの開催

求職者や就職を控えた高校3年生向けに、県内建設企業に特化した企業説明会である「熊本県建設企業の魅力発見フェア」を実施している。この事業は、県内にどのような建設企業があるのかを理解してもらうことで、県内建設企業への雇用創出を目的としている。

前述の「高校生向け建設産業ガイダンス」が業種単位の説明会であるのに対し、こちらは企業単位の説明会となっており、より具体的に就職先について考えてもらうことができるようにしている。

令和3年度は、オンライン開催とし、建設企業の紹介動画や先輩社員のインタビュー動画等を掲載したホームページを作成。参加申込のあった高校に、タブレットを持参し、ホームページ掲載動画の視聴及び参加企業とのリモートでの質疑応答を実施した。(写真-11, 12, 13)



写真－1 1 HP



写真－1 2 HP視聴



写真－1 3 質疑応答

(3) 建設産業働き方・人材育成事業

若手技術者等の育成支援や人材確保のため、各種補助事業を実施している。

① 建設産業若手技術者等資格取得費補助金

40歳未満の従業員等が施工管理技士や電気工事士等の資格を取得する際の費用を負担した県内建設企業に対して費用の一部を助成。

② 建設産業若手技能者雇用促進事業補助金

新たに40歳未満の若年者を雇用して、職業訓練施設で育成する県内建設企業に対し、当該若年者の賃金の一部を助成。

③ 建設産業働き方改革推進事業費補助金

働き方改革を推進するような取り組みを行う県内建設業者等に対して費用の一部を助成。

④ 建設産業研修体制構築支援補助金

新たに研修体制の強化に取り組む県内建設業関係団体及び企業に対して費用の一部を助成。

(4) その他の取り組み

ここまで紹介してきた取り組み以外にも、建設業関係団体が実施する高校生の現場実習や、女性就業者同士の交流を促進するため、熊本県内建設企業で働く女性の集まりである「くまもと建麗会」の活動を支援している。

また、週休二日制の導入や、処遇改善を目的としたキャリアアップシステムの普及、ICT導入による生産性の向上等、若者にとっても希望があり、魅力的な職場環境づくりに努めることとしている。

4 新3K推進プロジェクト事業の今後について

本県では、業界団体の積極的な協力体制が整っており、人材確保・育成の取り組みを行う上での大きな強みとなっていることから、中長期的な視点を持ち、地道に継続していくことが重要である。近年29歳以下の建設業従業者の割合が上昇傾向にあるなど明るい兆しが見えており、一定の成果に結びついている。

これまでは、工業高校の生徒を対象とした取り組みに力を入れてきた。今後は、少子化及び工業高校志願者の減少の現状を踏まえ、普通科高校の生徒や、小・中学生及びその保護者等、裾野を広げていくこと

を考えている。

また、コロナ禍を契機にリモート化や働き方改革など、新しい価値観の創造が急速に進んでいる。このような変化に柔軟に対応できることは、若者から選ばれ持続可能な産業となる上で必要不可欠なことである。そのため、変化を前向きに捉え、その時々課題と目指すべきところを正確に捉えて、事業を実施していきたい。